

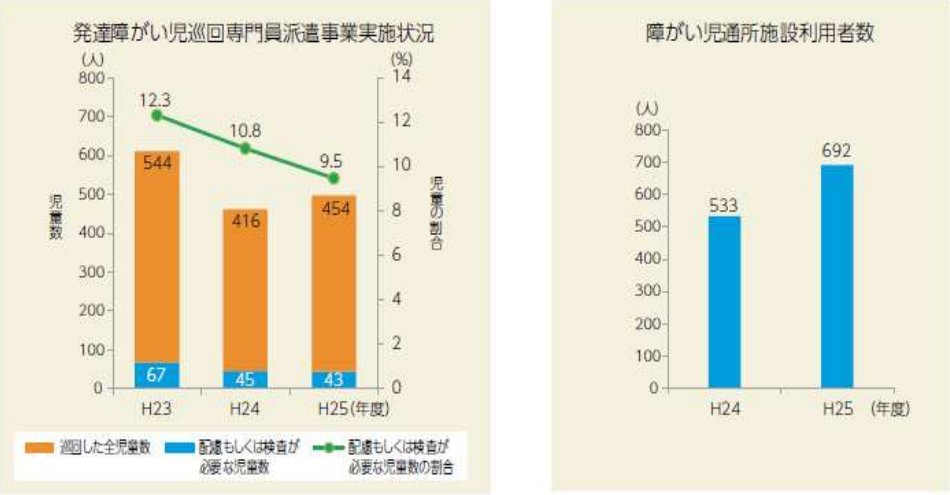
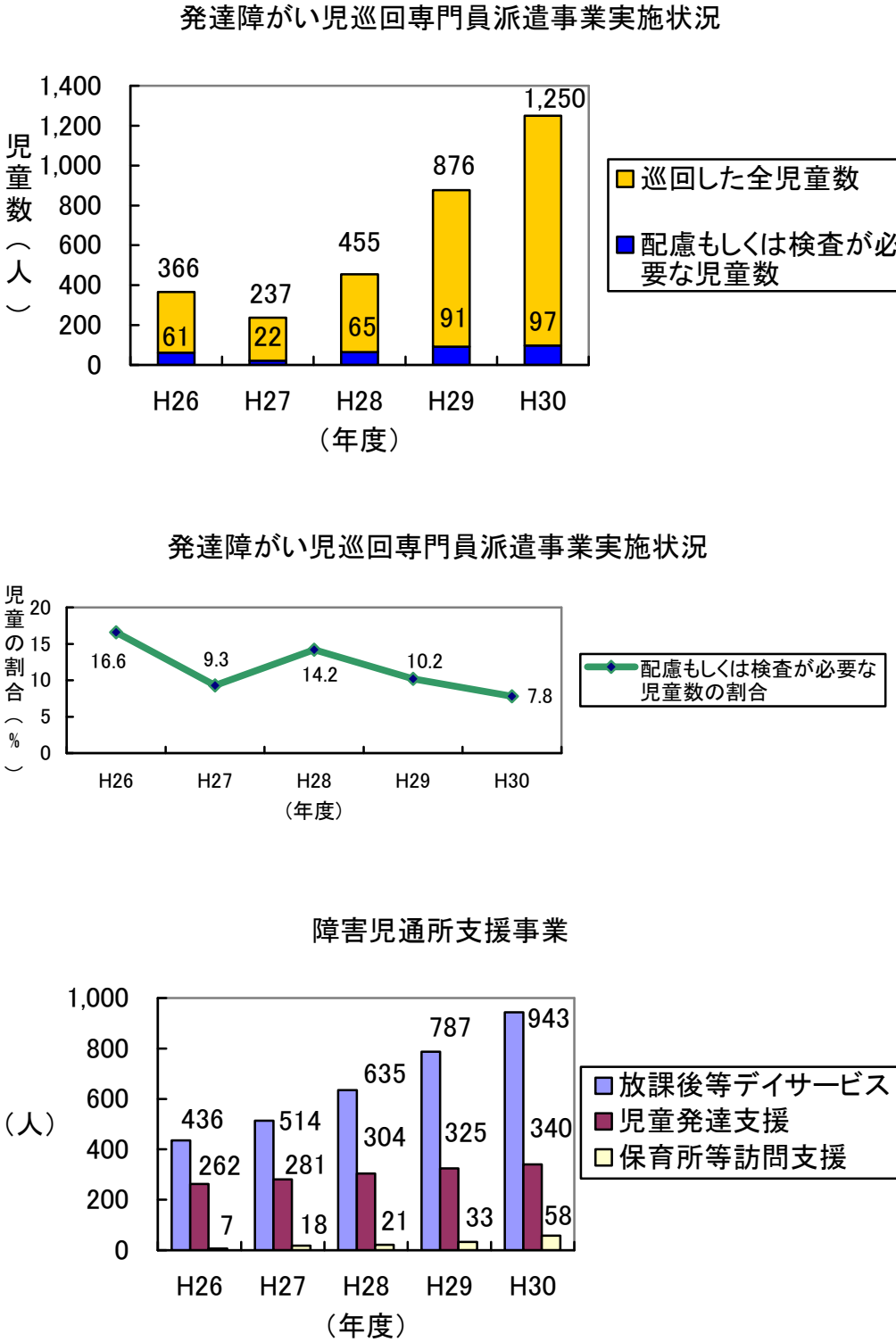
(仮称) 第2期すくすく大分っ子プラン (案)

～分野3 配慮を要する子どもへの支援～

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	①障がいのある子どもと家庭への支援 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援
現 行 計 画		次期計画案	
現 行 計 画	次期計画案		見直し理由等
<p>〈現状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移していますが、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。また、成長の過程で児童に障がいがあることがわかるケースが増えています。</li> <li>・発達障がい児巡回専門員派遣事業で保育所や幼稚園などを巡回した専門員が、配慮もしくは検査が必要と判断した児童の割合は平成23年度は12.3%、平成24年度は10.8%、平成25年度は9.5%です。</li> <li>・障がい児通所施設利用者数は平成24年度は533人、平成25年度は692人であり、利用者数は増加しています。</li> </ul>	<p>〈現状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳*所持者数は横ばいで推移していますが、療育手帳*、精神保健福祉手帳*所持者数は年々増加しています。また、成長の過程で子どもに障がいやその可能性があることが分かるケースも増えています。さらに、<b>1歳6か月児健診や3歳児健診において発達障害の要観察・要精密者も年々増加しています。</b></li> <li>・発達障がい児巡回専門員派遣事業で幼稚園や保育所、<b>認定こども園</b>などを巡回した専門員が、配慮もしくは<b>専門機関での検査が必要と判断した子どもの割合は平成28(2016)年度は14.2%、平成29(2017)年度は10.2%、平成30(2017)年度は7.8%</b>です。</li> <li>・<b>障害児通所支援事業の利用者数は、平成29(2017)年度は放課後等デイサービスが787人、児童発達支援が325人、保育所等訪問支援が33人、平成30(2018)年度は放課後等デイサービスが943人、児童発達支援が340人、保育所等訪問支援が58人、利用者数は年々増加しています。</b></li> <li>・<b>地域療育等支援事業は、発達の遅れの可能性がある乳幼児に対し、専門職員による巡回相談や療育相談等により、地域生活への支援につなげており、実績は横ばいで推移しています。</b></li> <li>・<b>近年、幼児教育・保育施設において発達障がいの可能性がある子どもや医療的ケアを必要とする子ども、また、海外から帰国した子どもや日本語の習得に困難がある子どもや家庭への支援が求められています。</b></li> </ul>		<p>身体障害者手帳…身体障害者福祉法に定める身体上の障がいのある人に対して交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる範囲は、身体障害者福祉法別表により定められており、障がいの種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。</p> <p>療育手帳…「療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)」により知的障がい児・者に対する各種の援助を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して交付されます。障がいの程度により重度の側からA1、A2、B1、B2の4つの区分があります。また年齢や障害の程度により再判定が必要となります。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)に定める一定程度の精神障がいの状態にあることを証明するもので、手帳の交付により精神障がい者の自立と社会参加を促進するための様々な支援を受けることができます。障がいの程度により、重度の側の1級から3級の等級が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域療育等支援事業の現状について加筆しました。</li> <li>・医療的ケアを必要とする子どもや日本語の習得に困難がある子どもへの支援が求められていることについて加筆しました。</li> </ul>

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援																																																																														
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	①障がいのある子どもと家庭への支援 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援																																																																												
現 行 計 画		次 期 計 画 案																																																																													
 <p><b>発達障がい児巡回専門員派遣事業実施状況</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>巡回した全児童数 (人)</th> <th>配慮もしくは検査が必要な児童数 (人)</th> <th>配慮もしくは検査が必要な児童数の割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>544</td> <td>67</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>416</td> <td>45</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>H25(年度)</td> <td>454</td> <td>43</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>障がい児通所施設利用者数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>H25 (年度)</td> <td>692</td> </tr> </tbody> </table>		年度	巡回した全児童数 (人)	配慮もしくは検査が必要な児童数 (人)	配慮もしくは検査が必要な児童数の割合 (%)	H23	544	67	12.3	H24	416	45	10.8	H25(年度)	454	43	9.5	年度	利用者数 (人)	H24	533	H25 (年度)	692	 <p><b>発達障がい児巡回専門員派遣事業実施状況</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>巡回した全児童数 (人)</th> <th>配慮もしくは検査が必要な児童数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>366</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>237</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>455</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>876</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1,250</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>発達障がい児巡回専門員派遣事業実施状況</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>配慮もしくは検査が必要な児童数の割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>7.8</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>障害児通所支援事業</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>放課後等デイサービス (人)</th> <th>児童発達支援 (人)</th> <th>保育所等訪問支援 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>436</td> <td>262</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>514</td> <td>281</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>635</td> <td>304</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>787</td> <td>325</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>943</td> <td>340</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>		年度	巡回した全児童数 (人)	配慮もしくは検査が必要な児童数 (人)	H26	366	61	H27	237	22	H28	455	65	H29	876	91	H30	1,250	97	年度	配慮もしくは検査が必要な児童数の割合 (%)	H26	16.6	H27	9.3	H28	14.2	H29	10.2	H30	7.8	年度	放課後等デイサービス (人)	児童発達支援 (人)	保育所等訪問支援 (人)	H26	436	262	7	H27	514	281	18	H28	635	304	21	H29	787	325	33	H30	943	340	58
年度	巡回した全児童数 (人)	配慮もしくは検査が必要な児童数 (人)	配慮もしくは検査が必要な児童数の割合 (%)																																																																												
H23	544	67	12.3																																																																												
H24	416	45	10.8																																																																												
H25(年度)	454	43	9.5																																																																												
年度	利用者数 (人)																																																																														
H24	533																																																																														
H25 (年度)	692																																																																														
年度	巡回した全児童数 (人)	配慮もしくは検査が必要な児童数 (人)																																																																													
H26	366	61																																																																													
H27	237	22																																																																													
H28	455	65																																																																													
H29	876	91																																																																													
H30	1,250	97																																																																													
年度	配慮もしくは検査が必要な児童数の割合 (%)																																																																														
H26	16.6																																																																														
H27	9.3																																																																														
H28	14.2																																																																														
H29	10.2																																																																														
H30	7.8																																																																														
年度	放課後等デイサービス (人)	児童発達支援 (人)	保育所等訪問支援 (人)																																																																												
H26	436	262	7																																																																												
H27	514	281	18																																																																												
H28	635	304	21																																																																												
H29	787	325	33																																																																												
H30	943	340	58																																																																												
		見直し理由等																																																																													

(仮称)第2期すくすく大分っ子プラン(案)

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	①障がいのある子どもと家庭への支援 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援
	現 行 計 画	次期計画案	見直し理由等
	<p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成長の過程で児童の障がいが増加してくると、障がい児とその保護者は、生活のしづらさを感じ、社会から孤立してしまう傾向があります。障がいの早期発見・早期対応、障がいの受容に対するサポートが必要です。</li> </ul> <p>・集団生活の中で児童の障がいが増加に現れることもあることから、集団生活の場において児童の障がいに対する支援が必要です。</p>	<p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成長の過程で子どもの障がいが増加してくると、障がいのある子どもとその保護者は、生活のしづらさを感じ、社会から孤立してしまう傾向があります。障がいの早期発見・早期対応、障がいの受容に対するサポートが必要です。</li> <li>生まれながらの特性や障がい、多様な育ちの中で発達に課題のある子どもとその保護者に対して、乳幼児期から学齢期、就労期を通じて、切れ目なく一貫した、総合的な支援ができるよう、関係機関が相互に連携し、支援を行っていく必要があります。</li> <li>手帳取得者や、幼児健診により発達の遅れが発見され、療育支援が必要とされる子どもが増えている一方、障害児通所支援事業所には限りがあり、すぐには支援につながらないこともあるため、地域療育等支援事業で保護者の障がいの受容や適切な支援、方向性をつくる必要があります。 ※手帳取得者…身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得者</li> </ul> <p>・集団生活の中で子どもの障がいが増加に現れることもあることから、集団生活の場における児童の障がいに対する支援が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育・保育施設においては、配慮を必要とする児童とその保護者に適切な支援や助言が行えるよう、保育の質やスキルの向上が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある子どもとその保護者への支援は、制度が教育委員会と福祉部局において所管されていますが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、さまざまな取組を促進することが文部科学省と厚生労働省よりあらためて通知されたため加筆しました。</li> <li>地域療育等支援事業の現状における課題について加筆しました。</li> <li>保育施設において、配慮を必要とする子どもへ対応するための保育の質の向上が求められている現状を加筆しました。</li> </ul>

(仮称)第2期すくすく大分っ子プラン(案)

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	①障がいのある子どもと家庭への支援 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援
現 行 計 画		次期計画案	
見直し理由等			
<p>〈主な事業・取組〉</p> <p>① 障がい児に対する地域療育等の支援 発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に、専門職員による巡回療育相談や発達相談を行い療育機関での支援に繋がります。在宅障がい児の地域での生活を支えるため、訪問や外来等により、専門職員が在宅障がい児に対して療育指導、相談を行います。</p> <p>②にこにこルームでの支援の充実 ことばや発達に不安のある、おおむね1歳6か月から就学前までの子どもとその保護者を対象に、親子で通所してもらい、保育を通して発達を促すとともに、保護者に対する相談・助言を行います。</p> <p>③特別支援保育の推進 障がいのある就学前児童を対象に保育所等での集団保育が可能な場合、個々の障がいの状況や発達の特性に応じた教育・保育を行います。</p>	<p>〈主な事業・取組〉</p> <p>①障がいのある子どもに対する地域療育等の支援 ・関係機関と連携し、発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に、専門職員による巡回相談や療育相談等を行い、地域生活への支援につなげます。また、在宅の障がいのある子どもの地域での生活を支えるため、訪問や外来等により、専門職員が在宅の障がいのある子どもに対して療育指導、相談を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害児通所支援につなげます。</p> <p>・関係機関との会議や研修会等を持ち、相互理解を促進するとともに、一貫した支援と地域療育等の支援の充実が図れるようにします。</p> <p>②にこにこルームでの支援の充実 ことばや発達に不安のある、おおむね1歳6か月から就学前までの子どもとその保護者を対象に、親子で通所してもらい、保育を通して発達を促すとともに、保護者に対する相談・助言を行います。</p> <p>③幼児教育・保育施設での支援の充実 ・障がいのある子どもを対象に保育所等での集団保育が可能な場合、個々の障がいの状況や発達の特性に応じた特別支援保育を行います。 ・市立保育所等における医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実を図ります。 ・海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のある子どもが集団生活に適応できるよう、計画的な指導内容や指導方法を工夫します。</p>		<p>療育支援を必要とする児童や保護者が年々増えてきており、また、令和元(2019)年度には、障害児通所支援事業者の指定等の事務・権限が県より市へ移譲されたことから加筆しました。</p> <p>医療的ケア児の対策として令和元(2019)年10月から実施予定です。</p>

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	①障がいのある子どもと家庭への支援 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援
現 行 計 画		次期計画案	見直し理由等
<p>④放課後等デイサービス 障がいのある在学中の児童を対象に授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。</p> <p>⑤児童発達支援 就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>⑥保育所等訪問支援 保育所などを訪問し、現在利用している障がい児、又は利用する予定のある障がい児を対象に、集団生活に適応するための専門的な支援・その他必要な支援を行います。</p> <p>⑦発達障がい児巡回専門員派遣事業 発達障がいに関して正しい知識を有する者を、保育所や幼稚園などの施設に派遣し、施設のスタッフや保護者を対象に、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。</p>		<p>④放課後等デイサービス 在学中の障がいのある子どもや療育を必要とする子どもを対象に、授業の終了後および学校の休業日に、施設において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流を促進するための支援を行います。 また、障がいのある子どもに加え、保護者の支援も適宜行えるよう専門員を活用した相談会等の実施を事業所に促します。</p> <p>⑤児童発達支援 就学前の障がいのある子どもや療育を必要とする子どもを対象に、施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。 また、障がいのある子どもに加え、保護者の支援も適宜行えるよう専門員を活用した相談会等の実施を事業所に促します。</p> <p>⑥保育所等訪問支援 保育所等を利用している障がいのある子どもや療育を必要とする子どもに対して、施設を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援等を行います。</p> <p>⑦居宅訪問型児童発達支援 医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。</p> <p>⑧発達障がい児巡回専門員派遣事業 臨床心理士等の専門職で、発達障がいに関する知識および経験を有する者が、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設等を訪問し、施設の保育士等職員や保護者を対象に、障がいの早期発見・早期対応のための助言等、支援を行います。</p>	<p>保護者支援について加筆しました。</p> <p>保護者支援について加筆しました。</p> <p>平成 30(2018)年度開始のサービスを新たに加筆しました。</p>

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	①障がいのある子どもと家庭への支援 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援
	現 行 計 画	次期計画案	見直し理由等
	<p>⑧特別支援教育の推進</p> <p>次年度就学予定の障がいのある児童の保護者等を対象に特別支援教育担当者等が公民館等において、一人ひとりの子どもの障がいの特性に応じた就学相談を実施します。</p>	<p>⑨特別支援教育の推進</p> <p>・次年度就学予定の障がいのある子どもの保護者等を対象に、特別支援教育担当者等が公民館等において、一人ひとりの子どもの障がいの特性に応じた就学相談を実施します。</p> <p>・学校内において日常的に医療的ケアを行う必要がある場合に、学校に看護師を派遣し、医療的ケアを行うことにより、児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者負担の軽減など、合理的配慮を図り、児童生徒の教育機会を保障します。</p> <p>・大分市相談支援ファイル「つながり」の活用により、支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有しながら、それぞれが適切な支援を行うとともに、生涯にわたる継続的な支援に役立てます。</p>	<p>平成 29(2017)年度から始めた「特別支援教育メディカルサポート事業」を加筆しました。</p> <p>平成 27(2015)年度から配付を開始した相談支援ファイル「つながり」について加筆しました。</p>

(仮称)第2期すくすく大分っ子プラン(案)

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援			基本施策	①障がいのある子どもと家庭への支援 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援			
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援							
現 行 計 画				次期計画案			見直し理由等	
〈個別事業の指標〉				〈個別事業の指標〉			②療育機関だけでなく、他の幼児教育機関へもつなぐこともあるため追加しました。  ⑨障がいのある子ども等の早期からの一貫した支援のためには、これまでの成長の記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、必要に応じて関係機関が共有し活用することが求められています。(学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行(平成30年8月27日)) 巡回相談会は目標を達成できたため指標を変更し、「つながりファイル」配付数としました。  H25年度の成果指標のアンケートは、障害児通所支援サービス利用者ではなく、地域療育等支援の利用者へとっているため「障がい児」という名称を「療育支援を必要とする」に変えました。	
事業名	指標	H25実績	H31目標	事業名	指標	H30(2018)実績		R6(2024)目標
① 障がい児に対する地域療育等の支援	療育相談件数	1,498件	1,550件	①障がいのある子どもに対する地域療育等の支援	療育相談件数	1,108件		増加
② にこにこルームでの支援の充実	療育機関に繋がった割合	87%	90%	②にこにこルームでの支援の充実	療育機関や教育機関につなげた割合	86.2%		100%
③ 特別支援保育の推進	特別支援保育を実施している保育所数	26園	31園	③幼児教育・保育施設での支援の充実	特別支援保育を実施している保育所等の数	51園		54園
					医療的ケアが必要で、市立保育所等の入所を希望する子どもの受け入れ割合	—		100%
④ 放課後等デイサービス	利用児童数	399人	増加	④放課後等デイサービス	利用児童数	943人		増加
⑤ 児童発達支援	利用児童数	293人	増加	⑤児童発達支援	利用児童数	340人		増加
⑥ 保育所等訪問支援	利用児童数	7人	増加	⑥保育所等訪問支援	利用児童数	58人		増加
⑦ 発達障がい児巡回専門員派遣事業	発達障がい児巡回専門員派遣回数	21回	増加	⑦居宅訪問型児童発達支援	対象者で、サービスを希望する子どもの受け入れ割合	—		100%
					⑧発達障がい児巡回専門員派遣事業	発達障がい児巡回専門員実施率	100%	100%
⑧ 特別支援教育の推進	巡回相談会の実施回数	6回	10回	⑨特別支援教育の推進	相談支援ファイル「つながり」の配付数(累積)	2,121冊	4,500冊	
〈成果指標〉				〈成果指標〉				
指標	H25実績	H31目標		指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標		
障がい児を養育する家庭に対する支援に満足している保護者の割合	85.3%	増加		療育支援を必要とする子どもとその保護者への支援に満足している保護者の割合	100%	100%		



## &lt;基本施策と事業・取組&gt;

分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	②ひとり親家庭の自立支援
	現 行 計 画	改 訂 案	見直し理由等
	<p>&lt;現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に母子家庭の増加とあわせ、ひとり親世帯の世帯収入が、全世帯の平均収入に比べ低いこと、また、母子家庭のうち働く母の雇用形態が正規職員である比率が4割弱にとどまっていることなどが問題になっています。本市においても、児童扶養手当の受給者数は増加傾向にあり、父子家庭を追加する等の制度改正の影響もありますが、平成25年度は平成21年度に比べ、10%以上も増加しています。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均所得が低いとされるひとり親家庭に対しては経済的支援を行うとともに、安定した就業に向け、特に母子家庭の母に対する就業支援が必要です。</li> <li>・平成25年11月に実施した「母子家庭等アンケート調査」によると、母子福祉資金等の貸付や母子家庭等就業・自立支援センターについて「知らない」と答えた方が約45%となっており、認知度が低いことがわかりました。そのため、支援を要するひとり親家庭が適切な援助を受けられるよう、支援施策の更なる周知と利用の促進を図る必要があります。</li> </ul>	<p>&lt;現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親世帯の世帯収入は、全世帯の平均収入に比べ低い場合が多く、国の調査では、ひとり親家庭の半数が貧困の状況にあるとの結果が出ています。とりわけ、その大半を占める母子世帯の収入は、父子世帯の半分程度に留まり、雇用形態についても正規職員の比率は母子世帯が父子世帯に比べて極めて低く、全国的な課題となっています。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均所得が低いひとり親家庭に対しては経済的支援を行うとともに、安定した就業に向け、特に母子家庭の親に対する就業支援が必要です。</li> <li>・平成30(2018)年8月に実施した「子どもの生活実態調査」によると、就職支援の充実が重要と回答したひとり親世帯は、約3割となっており、正規就労や転職のための支援施策について、さらなる充実を図るとともに周知と利用の促進を図る必要があります。</li> </ul>	

## &lt;基本施策と事業・取組&gt;

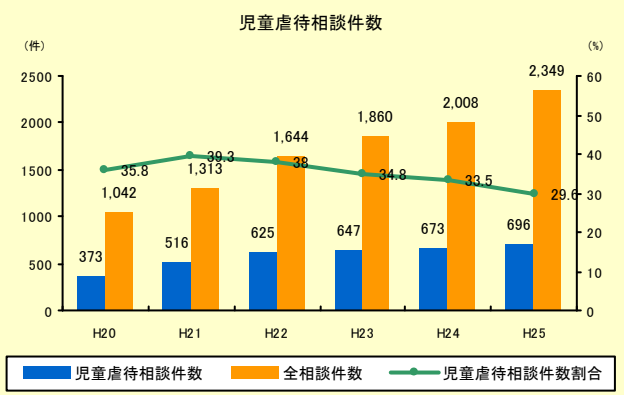
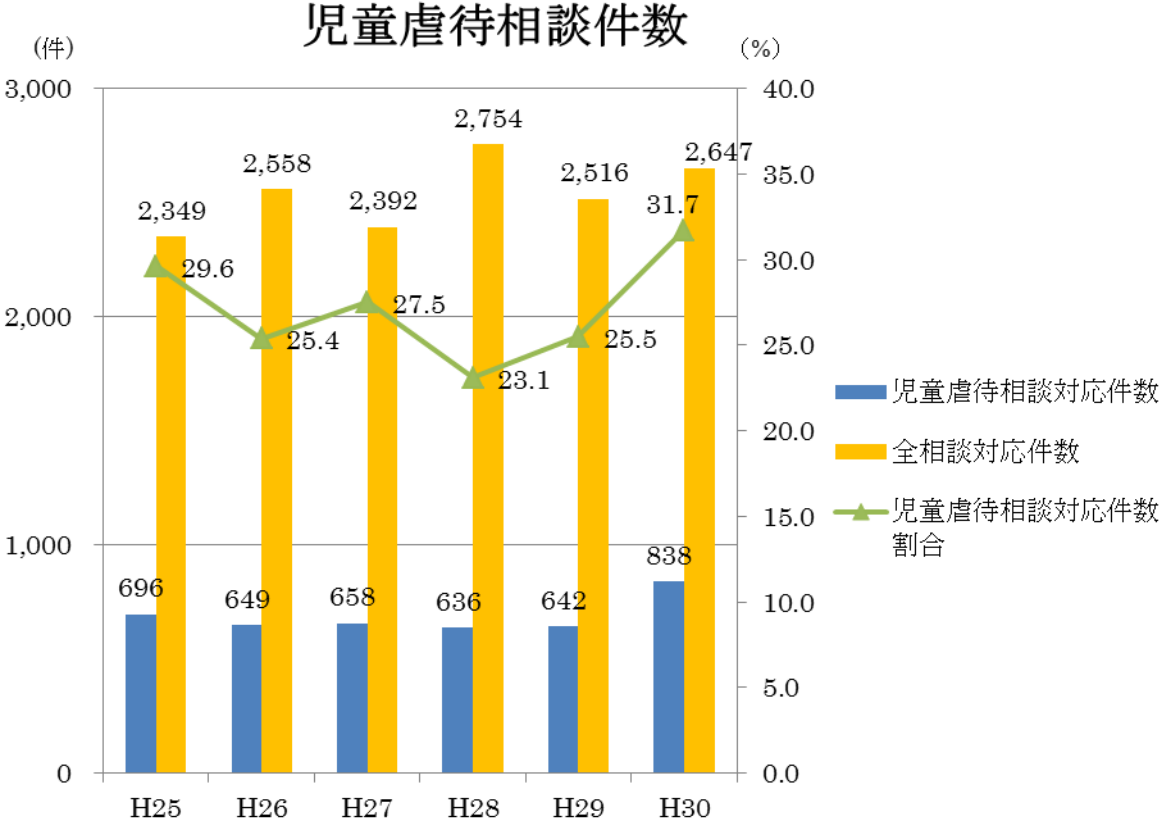
分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	②ひとり親家庭の自立支援
	現 行 計 画	改 訂 案	見直し理由等
	<p>&lt;主な事業・取組&gt;</p> <p>① ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進</p> <p>・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、一人ひとりに合わせた自立支援プログラムを作成し、ハローワークと緊密に連携し、就業情報の提供を行います。またひとり親家庭支援プラザにおいては、母子・父子自立支援員により休日相談を行うとともに、利用しやすい時間帯での資格取得講習会を実施し、個々のスキルアップを支援する等、ひとり親家庭への各種支援施策の推進に努めます。</p> <p>・母子生活支援施設(しらゆりハイツ)において、入所者の生活全般の相談に応じるとともに、学校等の関係機関と連携し、早期の自立を図ります。</p> <p>・さまざまな施策や制度がある中、相談窓口での情報提供や周知を進めるとともに、関係機関と連携を図り、ケースに応じたきめ細かな対応を行うことで、必要な支援が適切に届くように努めます。</p> <p>② 自立促進のための経済的支援</p> <p>・ひとり親家庭の親と子や父母のいない児童に対し、医療費の助成を行うなど経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>・母子家庭等の経済的自立を助成するため、各種資金の貸付を行う母子福祉資金等貸付制度を周知し、必要に応じた利用の促進を図ります。また、対象を父子家庭にも拡大し、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。(平成26年10月1日施行)</p>	<p>&lt;主な事業・取組&gt;</p> <p>① ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進</p> <p>・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、<b>ひとり親家庭の個々の実情に応じた自立支援プログラムを作成します。また、大分就労支援コーナー*と緊密に連携するなど、きめ細かな支援を行います。</b></p> <p>・ひとり親家庭支援プラザにおいて、<b>利用しやすい毎週土曜日に母子・父子自立支援員による相談業務を行うとともに、参加しやすい時間帯に資格取得講習会を実施し、個々のスキルアップを支援するなど、ひとり親家庭への支援施策の推進に努めます。</b></p> <p>・母子生活支援施設(しらゆりハイツ)において、<b>生活全般の相談に応じるとともに関係機関と連携し、入所者の生活の安定を図る中で就労に向けての支援を行い、早期の自立を図ります。</b></p> <p>・さまざまな施策や制度がある中、相談窓口での情報提供の<b>充実に努め</b>、周知を進めるとともに、関係機関と連携を図り、ケースに応じたきめ細かな対応を行うことで、必要な支援が適切に届くように努めます。</p> <p>・<b>「子どもの生活実態調査」によると、母子家庭の親は、非正規雇用の割合が高くなっており、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多いことが伺えます。また、父子家庭においても同様の困難を抱える家庭もあるため、資格取得につながる高等職業訓練促進給付金事業の利用促進を図ります。</b></p> <p>② 自立促進のための経済的支援</p> <p>・ひとり親家庭の親と子や、父母のいない児童に対し、医療費の助成<b>制度を周知して利用促進に努め、対象世帯への経済的負担軽減を図ります。</b></p> <p>・母子家庭や父子家庭等の経済的自立を助成するため、各種資金の貸付を行う母子<b>父子寡婦</b>福祉資金貸付制度を周知し、必要に応じた利用の促進を図ります。</p>	<p>大分就労支援コーナー(庁内ハローワーク)が設置されたことに伴い修正しました。</p> <p>大分就労支援コーナー</p> <p>大分市と労働局が連携して、ワンストップ型の就労支援を行うため、平成30年3月に大分市役所第2庁舎1階に開設しました。支援対象者は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等。</p>

(仮称)第2期すくすく大分っ子プラン(案)

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援																														
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	②ひとり親家庭の自立支援																												
現 行 計 画		改 訂 案		見直し理由等																											
<p>&lt;個別事業の指標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>指標</th> <th>H25実績</th> <th>H31目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進</td> <td>講習会参加延べ人数</td> <td>417人</td> <td>800人</td> </tr> <tr> <td>② 自立促進のための経済的支援</td> <td>福祉資金貸付件数</td> <td>176件</td> <td>185件</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	指標	H25実績	H31目標	① ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進	講習会参加延べ人数	417人	800人	② 自立促進のための経済的支援	福祉資金貸付件数	176件	185件	<p>&lt;個別事業の指標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>指標</th> <th>H30(2018)実績</th> <th>R6(2024)目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進</td> <td>母子家庭等就業・自立支援センター事業による自立支援プログラム策定人数</td> <td>53人</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>高等職業訓練促進給付金新規受給者数</td> <td>22人</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>②自立促進のための経済的支援</td> <td>ひとり親家庭の親等医療証交付未申請件数</td> <td>64件</td> <td>減少</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標	①ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進	母子家庭等就業・自立支援センター事業による自立支援プログラム策定人数	53人	増加	高等職業訓練促進給付金新規受給者数	22人	増加	②自立促進のための経済的支援	ひとり親家庭の親等医療証交付未申請件数	64件	減少	<p>ひとり親家庭等の就業を支援していくに当たっては、対象者に直接、就業に向けての支援を行う「自立支援プログラムの策定人数」や、就職の際に有利な資格の取得を促進する「高等職業訓練促進給付金の新規受給者数」の増加を図ることが望ましいと考え変更しました。</p> <p>ひとり親家庭への経済的支援である「ひとり親等医療助成制度」において医療証交付未申請の件数を指標とすることで、制度の更なる周知を図ります。</p>
事業名	指標	H25実績	H31目標																												
① ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進	講習会参加延べ人数	417人	800人																												
② 自立促進のための経済的支援	福祉資金貸付件数	176件	185件																												
事業名	指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標																												
①ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進	母子家庭等就業・自立支援センター事業による自立支援プログラム策定人数	53人	増加																												
	高等職業訓練促進給付金新規受給者数	22人	増加																												
②自立促進のための経済的支援	ひとり親家庭の親等医療証交付未申請件数	64件	減少																												
<p>&lt;成果指標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H25実績</th> <th>H31目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子家庭等就業・自立支援事業における就職率</td> <td>43%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>		指標	H25実績	H31目標	母子家庭等就業・自立支援事業における就職率	43%	50%	<p>&lt;成果指標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H30(2018)実績</th> <th>R6(2024)目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業支援事業によるひとり親家庭の親の正規職員就業率</td> <td>23.8%</td> <td>増加</td> </tr> </tbody> </table>		指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標	就業支援事業によるひとり親家庭の親の正規職員就業率	23.8%	増加	<p>ひとり親家庭、特に母子家庭の非正規雇用の比率が高いという課題があることから、個別事業の指標にあげている「母子家庭等就業・自立支援センター事業によるプログラム策定を行った方」と、「高等職業訓練促進給付金事業の給付金修了者」のうち、正規職員に就業した方の割合を指標としています。</p>															
指標	H25実績	H31目標																													
母子家庭等就業・自立支援事業における就職率	43%	50%																													
指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標																													
就業支援事業によるひとり親家庭の親の正規職員就業率	23.8%	増加																													

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	③児童虐待の早期発見と対応の強化
	現行計画	次期計画案	見直し理由等
<p>&lt;現状&gt;</p> <p>・児童虐待相談件数は年々増加しており、平成25年度は696件となっています。子どもに関する全相談件数の約3割を占めており、平成20年度(373件)と比較すると約2倍の増加となっています。</p>  <p>&lt;課題&gt;</p> <p>・核家族化や近隣住民との関係の希薄化、家庭や地域における子育て機能の低下等養育環境が厳しくなるなか、児童虐待の相談件数は増加するとともに、その内容も深刻化してきていることから、児童虐待の発生予防、早期発見及び対応に努める必要があります。</p>	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>・児童虐待相談件数は、平成30(2018)年度は838件と、子どもに関する全相談件数の約3割を占めており、平成25(2013)年度の696件から150件ほど増加しています。</p> <p>・核家族化や近隣住民との関係の希薄化、家庭や地域における子育て機能の低下等、養育環境が変化するなか、その内容は深刻化、複雑化しています。</p> <p>・全国的な児童虐待相談対応件数の増加や相次ぐ深刻な虐待事案等を踏まえ、国において、児童虐待防止対策の一つとして、中核市に対し児童相談所設置を求める動きが促進されています。</p>  <p>&lt;課題&gt;</p> <p>・子ども家庭総合支援拠点*である子ども家庭支援センターを中心として、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努める必要があります。</p> <p>・深刻化・複雑化する虐待事案へ対応する体制や専門性のさらなる強化が必要です。</p>	<p>&lt;課題&gt;に記載していた内容を&lt;現状&gt;に移しました。</p> <p>中核市の児童相談所設置に関する内容を追加しました。</p> <p>平成28年度児童福祉法改正において市町村による設置が努力義務化された「子ども家庭総合支援拠点」であることを、明確にしました。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点…子ども家庭支援全般に係る業務、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務、関係機関との連絡調整を行う、市区町村が実施主体となる拠点(児童福祉法第10条の2)</p>	

## &lt;基本施策と事業・取組&gt;

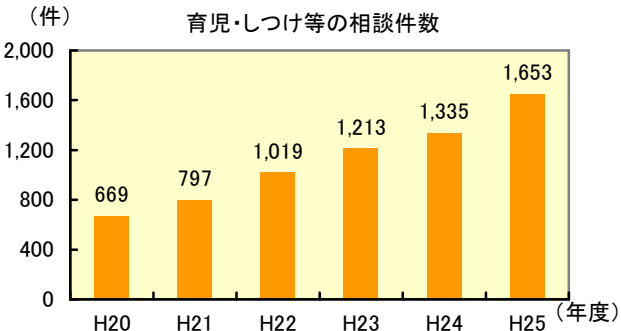
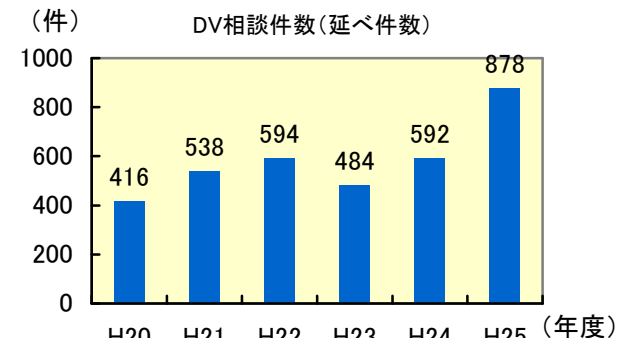
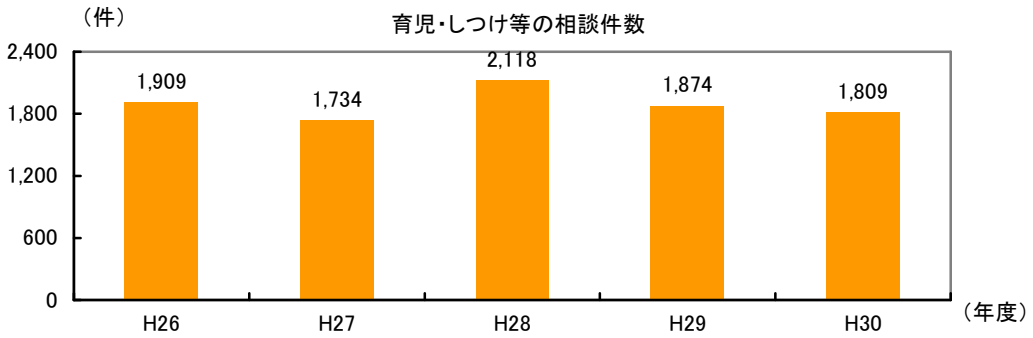
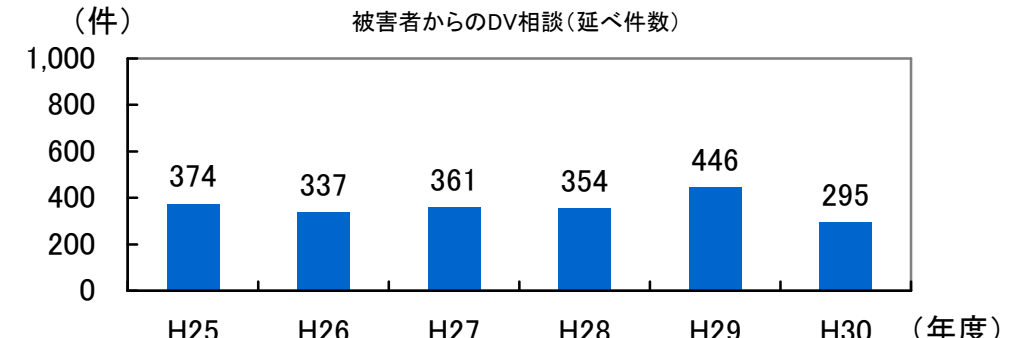
分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	③児童虐待の早期発見と対応の強化
	現 行 計 画	次期計画案	見直し理由等
〈主な事業・取組〉	<p>①要保護児童対策地域協議会の充実・強化 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から、虐待を受けた子どもの心身のケア、再発防止に至るまで、切れ目のない支援の充実を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を中心とした関係機関の連携強化や活性化を推進します。また、地域が一体となり要保護児童等の支援を行うため、「中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議」により、地域の支援ネットワークの充実を図ります。</p> <p>②養育支援訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業等により養育について支援することが必要と判断される家庭に対して、ヘルパーによる育児・家事の援助や保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。</p> <p>③関係機関との連携強化 保健、福祉、教育などの関係課が連携するとともに、「大分市児童虐待問題等特別対策チーム」の推進を図り、児童虐待の早期発見と対応の強化を図ります。また、保護や支援を要する子どもに適切に対応するため、大分県中央児童相談所との連携・協力体制の強化を図ります。</p> <p>④児童虐待防止のための広報・啓発 「子ども虐待対応の手引き」や子ども家庭支援センターのリーフレットを配布するほか、講演会等を開催し、市民や地域関係者に向け、児童虐待防止や虐待に関する通告義務の徹底についての広報・啓発活動に取り組みます。</p>	<p>①要保護児童対策地域協議会の充実・強化 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から、虐待を受けた子どもの心身のケア、再発防止に至るまで、切れ目のない支援の充実を図るため、「大分市要保護児童対策地域協議会*」を中心とした関係機関の<b>取り組みの充実や相互の連携</b>・強化を推進します。また、地域が一体となり要保護児童等の支援を行うため、「<b>大分市要保護児童対策地域協議会</b>中学校区実務者会議*(中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議)」により、地域の支援ネットワークの充実を図ります。</p> <p>②養育支援訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業等により養育について支援することが必要と判断される家庭に対して、ヘルパーによる育児・家事の援助や保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。</p> <p>③関係機関との連携・強化 保健、福祉、教育などの関係課が連携するとともに、「大分市児童虐待問題等特別対策チーム*」の推進を図り、児童虐待の早期発見と対応の強化を図ります。また、保護や支援を要する子どもに適切に対応するため、大分県中央児童相談所との連携・協力体制の強化を図ります。</p> <p>④児童虐待防止のための広報・啓発 「子ども虐待対応の手引き」「<b>相談窓口周知用カード・子ども向け相談窓口周知用カード</b>」や子ども家庭支援センターのリーフレットを配布するほか、講演会等を開催し、市民や地域関係者に向け、児童虐待防止や虐待に関する通告義務の徹底についての広報・啓発活動に取り組みます。</p> <p>⑤<b>児童相談所設置の検討</b> <b>全国的に児童虐待に関する痛ましい事件が後を絶たず、大きな社会問題となるなか、中核市が児童相談所を設置することにより、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した対応が可能となり、基礎自治体として身近な社会資源の活用に基づく児童福祉施策の展開が期待されていることから、大分市においても、児童相談所の設置について、課題整理を含め、検討を進めます。</b></p>	<p>大分市要保護児童対策地域協議会…要保護児童(虐待を受けている児童のほか、保護者のない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童等)の適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う機関のことで。</p> <p>大分市要保護児童対策地域協議会中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議…児童虐待問題に対応するため、大分市が独自に開催している会議です。この会議は、地域(中学校単位)の子どもに関わる関係機関(小・中学校、幼稚園、保育所、警察、民生委員児童委員、児童養護施設、児童相談所、保健所等)の実務者により構成されます。</p> <p>大分市児童虐待問題等特別対策チーム…児童虐待や配偶者からの暴力、非行や不良行為など複雑・多様化する児童虐待問題等について総合的な対応を図るため庁内に設置している対策チームです。</p> <p>子ども家庭支援センター周知用カードの配布に加え、平成30年度からは子ども向けのカードを新規で配布したので追記しました。</p> <p>中核市の児童相談所設置に関する内容を追加しました。</p>

(仮称)第2期すくすく大分っ子プラン(案)

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援			
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	③児童虐待の早期発見と対応の強化	
現行計画		次期計画案		見直し理由等
〈個別事業の指標〉		〈個別事業の指標〉		<p>①「中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議」実施率が100%となったため指標を変更し、要保護児童対策地域協議会として開催する要保護児童等に係る個別の事例検討会議の開催回数を指標として、よりきめ細かな取組を目指します。</p> <p>③これまでは、大分市要保護児童地域対策協議会の枠組みの中で行う会議の回数を指標としていたが、大分市要保護児童対策地域協議会とは別に、関係機関との連絡会議の指標を設け、関係機関との一層の連携・強化を目指します。</p> <p>④広報・啓発の実績として、子ども家庭支援センター周知用カードの配布先施設等の数を指標とし、これまで以上に広報・啓発を推進します。</p> <p>重症度…虐待通告時の児童の状況を示すもので、グレー・軽度・中度・重度・最重度に分類されます。重症度の高い児童については児童相談所が対応します。</p>
事業名	指標	H25実績	H31目標	
①要保護児童対策地域協議会の充実・強化	「中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議」の全校区開催	13校区	全校区(27)	
②養育支援訪問事業	訪問回数	ヘルパー派遣 5世帯 (延べ33回) 専門職員派遣 64世帯 (延べ315回)	増加	
③関係機関との連携強化	関係機関との連携会議開催回数	142回	増加	
④児童虐待防止のための広報・啓発	児童虐待の相談対応件数	696件	増加	
〈成果指標〉		〈成果指標〉		
指標	H25実績	H31目標		
児童虐待相談のうち、重症度の高い相談の割合	2.6%	減少		
事業名	指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標	
①要保護児童対策地域協議会の充実・強化	個別事例検討会議の開催回数	220回	増加	
②養育支援訪問事業	訪問回数	ヘルパー派遣 10世帯 (延べ122回) 専門職員派遣 92世帯 (延べ316回)	増加	
③関係機関との連携・強化	教育センターや保健所との連絡会議開催回数	—	6回	
④児童虐待防止のための広報・啓発	相談窓口周知用カードの配布先施設等の数	424ヶ所	440ヶ所	

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援																																																								
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	④相談体制の充実																																																						
	現 行 計 画	次期計画案	見直し理由等																																																						
〈現状〉	<p>・育児やしつけ、性格行動等子どもに関する相談件数は年々増加しており、平成20年度は669件でしたが、平成25年度は1,653件となっています。また、配偶者からの暴力(以下、DVという)に関する相談件数も増加しており、平成20年度は延べ416件でしたが、平成25年度は延べ878件となっています。+</p>  <table border="1"> <caption>育児・しつけ等の相談件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H20</td><td>669</td></tr> <tr><td>H21</td><td>797</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1,019</td></tr> <tr><td>H23</td><td>1,213</td></tr> <tr><td>H24</td><td>1,335</td></tr> <tr><td>H25</td><td>1,653</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <caption>DV相談件数(延べ件数)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H20</td><td>416</td></tr> <tr><td>H21</td><td>538</td></tr> <tr><td>H22</td><td>594</td></tr> <tr><td>H23</td><td>484</td></tr> <tr><td>H24</td><td>592</td></tr> <tr><td>H25</td><td>878</td></tr> </tbody> </table>	年度	件数	H20	669	H21	797	H22	1,019	H23	1,213	H24	1,335	H25	1,653	年度	件数	H20	416	H21	538	H22	594	H23	484	H24	592	H25	878	<p>〈現状〉</p> <p>・<b>児童虐待相談以外の</b>育児やしつけ、性格行動等、子どもに関する相談件数は、平成25(2013)年度は1,653件でしたが、平成30(2018)年度は1,809件となっています。</p> <p>配偶者等からの暴力(以下、DV*という)に関する<b>被害者からの</b>相談件数は、平成25(2013)年度は延べ374件でしたが、平成30(2018)年度は延べ295件となっています。</p>  <table border="1"> <caption>育児・しつけ等の相談件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>1,909</td></tr> <tr><td>H27</td><td>1,734</td></tr> <tr><td>H28</td><td>2,118</td></tr> <tr><td>H29</td><td>1,874</td></tr> <tr><td>H30</td><td>1,809</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <caption>被害者からのDV相談(延べ件数)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>374</td></tr> <tr><td>H26</td><td>337</td></tr> <tr><td>H27</td><td>361</td></tr> <tr><td>H28</td><td>354</td></tr> <tr><td>H29</td><td>446</td></tr> <tr><td>H30</td><td>295</td></tr> </tbody> </table>	年度	件数	H26	1,909	H27	1,734	H28	2,118	H29	1,874	H30	1,809	年度	件数	H25	374	H26	337	H27	361	H28	354	H29	446	H30	295	<p>DV(Domestic Violence)…現在または元の配偶者、内縁関係、交際相手といった親密な関係にある者の間で、一方が他方のパートナーをさまざまな暴力を用いて支配する関係のこと。身体的暴力(殴る、蹴る等)のみならず、精神的暴力(暴言、無視等)、経済的暴力(生活費を渡さない等)社会的暴力(交友の制限等)なども含めます。</p>
年度	件数																																																								
H20	669																																																								
H21	797																																																								
H22	1,019																																																								
H23	1,213																																																								
H24	1,335																																																								
H25	1,653																																																								
年度	件数																																																								
H20	416																																																								
H21	538																																																								
H22	594																																																								
H23	484																																																								
H24	592																																																								
H25	878																																																								
年度	件数																																																								
H26	1,909																																																								
H27	1,734																																																								
H28	2,118																																																								
H29	1,874																																																								
H30	1,809																																																								
年度	件数																																																								
H25	374																																																								
H26	337																																																								
H27	361																																																								
H28	354																																																								
H29	446																																																								
H30	295																																																								
〈課題〉	<p>・複雑・多様化する子どもに関する相談やDVに関する相談に対応するための相談体制の充実を図る必要があります。また、子どもの相談やDVの被害を受けた母子等への適切な支援が求められています。</p>	<p>〈課題〉</p> <p>・複雑・多様化する子ども<b>に関する</b>相談や<b>DV</b>に関する相談に対応するため、相談体制の充実を図る必要があります。また、子どもの相談や<b>DV</b>の被害を受けた母子等への適切な支援が求められています。</p>																																																							

## &lt;基本施策と事業・取組&gt;

分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	④相談体制の充実
	現 行 計 画	次期計画案	見直し理由等
	<p>&lt;主な事業・取組&gt;</p> <p>①子どもに関する相談体制の充実</p> <p>育児や性格行動など、子どもに関する市民に身近な相談窓口として、中央・東部・西部に「子ども家庭支援センター」を設置するとともに「子ども家庭支援センターマニュアル」を作成し、センター間で対応・支援内容に差が生じることのないよう努めています。複雑・多様化する子どもに関する相談にきめ細かな対応ができるよう、各種研修により職員の資質向上に努め、相談体制の更なる充実を図ります。また、相談内容に応じて、学校や保育所等との連携を図るとともに、必要に応じて専門の医療機関や療育機関での支援に繋がります。</p> <p>②DVに関する相談・支援体制の充実</p> <p>子どもにDVを見せることは心理的虐待に当たり、子どもの成長に影響を及ぼすことから、中央子ども家庭支援センター内にDV相談担当を配置し、DVに関する相談・支援を行っています。各種研修により職員の資質向上を図るとともに、婦人相談所等関係機関や民間支援団体との連携を強化し、DV被害者からの相談・支援体制の充実を図ります。また、男女共同参画センターでは、家庭や地域など、女性が抱える様々な悩みごとの相談に応じるとともに、相談内容により専門機関へ繋げる等の支援を行います。</p>	<p>&lt;主な事業・取組&gt;</p> <p>① 子どもに関する相談体制の充実</p> <p>育児や性格行動など、子どもに関する市民に身近な相談窓口として、中央・東部・西部の<b>市内3ヶ所</b>に「子ども家庭支援センター」を設置しています。複雑・多様化する子どもに関する相談にきめ細かな対応ができるよう、各種研修により職員の資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。また、相談内容に応じて、学校や<b>幼児教育・保育施設</b>等との連携を図るとともに、必要に応じて専門の医療機関や療育機関での支援につなげます。</p> <p>② DVに関する相談・支援体制の充実</p> <p><b>DVの中でも、子どもの見ている前で配偶者やパートナーに暴力をふるう「面前DV」</b>は心理的虐待に当たり、子どもの心に深刻な傷を与えることから、中央子ども家庭支援センター内にDV相談担当を配置し、相談・支援を行っています。<b>また、婦人相談所等関係機関との連携を強化するとともに、DV被害者の安全確保のために有効な「保護命令制度」利用の援助等を行い、DV被害者に寄り添った支援の充実に努めます。</b></p>	



(仮称)第2期すくすく大分っ子プラン(案)

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援																											
目標	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	基本施策	④相談体制の充実																									
現 行 計 画		次期計画案		見直し理由等																								
<個別事業の指標> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>指標</th> <th>H25実績</th> <th>H31目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①子どもに関する相談体制の充実</td> <td>子どもに関する相談件数</td> <td>1,653件</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>②DVIに関する相談・支援体制の充実</td> <td>DVIに関する相談件数</td> <td>延べ878件</td> <td>増加</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	指標	H25実績	H31目標	①子どもに関する相談体制の充実	子どもに関する相談件数	1,653件	増加	②DVIに関する相談・支援体制の充実	DVIに関する相談件数	延べ878件	増加	<個別事業の指標> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>指標</th> <th>H30(2018)実績</th> <th>R6(2024)目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①子どもに関する相談体制の充実</td> <td>子どもに関する相談件数</td> <td>1,809件</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>②DVIに関する相談・支援体制の充実</td> <td>DVIについて正しく認知している人の割合(相談者)</td> <td>25% (R1(2019).6時点)</td> <td>増加</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標	①子どもに関する相談体制の充実	子どもに関する相談件数	1,809件	増加	②DVIに関する相談・支援体制の充実	DVIについて正しく認知している人の割合(相談者)	25% (R1(2019).6時点)	増加	「DV」という言葉は知られるようになりましたが、ほとんどの人は正しく理解しておらず、そして被害者自身もまた、自分の身に起こっていることを、正しく認識できていないことから、1人ひとりがDVに関する正しい理解を深めることを指標に設定しました。
事業名	指標	H25実績	H31目標																									
①子どもに関する相談体制の充実	子どもに関する相談件数	1,653件	増加																									
②DVIに関する相談・支援体制の充実	DVIに関する相談件数	延べ878件	増加																									
事業名	指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標																									
①子どもに関する相談体制の充実	子どもに関する相談件数	1,809件	増加																									
②DVIに関する相談・支援体制の充実	DVIについて正しく認知している人の割合(相談者)	25% (R1(2019).6時点)	増加																									
<成果指標> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H25実績</th> <th>H31目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育児に関する相談先がない人の割合</td> <td>3.5%</td> <td>減少</td> </tr> </tbody> </table>		指標	H25実績	H31目標	育児に関する相談先がない人の割合	3.5%	減少	<成果指標> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H30(2018)実績</th> <th>R6(2024)目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てに関するアンケートにおいて、育児に関する相談先がないと答えた人の割合</td> <td>4.7%</td> <td>減少</td> </tr> </tbody> </table>		指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標	子育てに関するアンケートにおいて、育児に関する相談先がないと答えた人の割合	4.7%	減少													
指標	H25実績	H31目標																										
育児に関する相談先がない人の割合	3.5%	減少																										
指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標																										
子育てに関するアンケートにおいて、育児に関する相談先がないと答えた人の割合	4.7%	減少																										

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援																																																													
目標	8 <b>子どもの貧困対策の充実</b> 基本施策	① <b>生活困窮世帯の保護者への支援の充実</b>																																																												
現行計画	次期計画案																																																													
(なし)	<p>※ 平成30年8月に実施した「子どもの生活実態調査」では以下の状況が明らかになっています。 (調査対象:5歳・小5・中2の保護者及び小5・中2の児童・生徒(義務教育学校についても、年齢区分に応じて調査対象に含んでいます。))</p> <p>&lt;現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮世帯*では、食料や衣料、家賃をはじめ、電気やガス、水道などの公共料金といった生活の基盤となる衣食住に関するものへの支払いや、子どもが学校へ通ううえで必要となる文具や学習参考書の購入、給食費や教材費などの支払いが、困難だったという経験をしています。</li> <li>・生活困窮世帯では、ひとり親世帯の割合が高くなっています。なかでも母子世帯では、パート・アルバイト等の非正規雇用の割合が5割を超えており、母親のみの収入で生計を維持することが困難な状況が伺えます。</li> <li>・初めて親となった年齢が、10代～20代前半(～23歳)の世帯では、生活に困窮している割合が高くなっています。</li> <li>・子どもの医療費や就学に係る費用などへの経済的支援の充実を求めている世帯の割合が高く、生活困窮世帯では住宅に関する支援を求めている割合が非生活困窮世帯よりも特に高くなっています。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>お子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいですか</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="685 1176 1380 1743"> <p><b>【中学生保護者:生活困窮世帯】</b></p> <p>&lt;単数回答&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育段階</th> <th>大分市(N=394)</th> <th>全国調査(N=437)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中学校まで</td><td>0.1</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>高校まで</td><td>37.3</td><td>34.3</td></tr> <tr><td>専門学校まで(高卒後に進学するもの)</td><td>16.0</td><td>15.3</td></tr> <tr><td>高専・短大まで</td><td>7.4</td><td>6.4</td></tr> <tr><td>大学まで</td><td>29.7</td><td>34.6</td></tr> <tr><td>大学院まで</td><td>0.5</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>その他</td><td>6.6</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>(特に理想はない)</td><td>6.6</td><td>6.6</td></tr> <tr><td>不明・無回答</td><td>2.5</td><td>0.5</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1380 1176 2062 1743"> <p><b>【中学生保護者:非生活困窮世帯】</b></p> <p>&lt;単数回答&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育段階</th> <th>大分市(N=1,788)</th> <th>全国調査(N=2,649)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中学校まで</td><td>0.1</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>高校まで</td><td>15.0</td><td>11.8</td></tr> <tr><td>専門学校まで(高卒後に進学するもの)</td><td>12.8</td><td>8.9</td></tr> <tr><td>高専・短大まで</td><td>6.7</td><td>6.4</td></tr> <tr><td>大学まで</td><td>55.5</td><td>61.6</td></tr> <tr><td>大学院まで</td><td>1.7</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4.9</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>(特に理想はない)</td><td>5.5</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>不明・無回答</td><td>3.3</td><td>0.5</td></tr> </tbody> </table> </div> </div>		教育段階	大分市(N=394)	全国調査(N=437)	中学校まで	0.1	0.1	高校まで	37.3	34.3	専門学校まで(高卒後に進学するもの)	16.0	15.3	高専・短大まで	7.4	6.4	大学まで	29.7	34.6	大学院まで	0.5	0.9	その他	6.6	1.4	(特に理想はない)	6.6	6.6	不明・無回答	2.5	0.5	教育段階	大分市(N=1,788)	全国調査(N=2,649)	中学校まで	0.1	0.1	高校まで	15.0	11.8	専門学校まで(高卒後に進学するもの)	12.8	8.9	高専・短大まで	6.7	6.4	大学まで	55.5	61.6	大学院まで	1.7	3.4	その他	4.9	1.8	(特に理想はない)	5.5	5.5	不明・無回答	3.3	0.5
教育段階	大分市(N=394)	全国調査(N=437)																																																												
中学校まで	0.1	0.1																																																												
高校まで	37.3	34.3																																																												
専門学校まで(高卒後に進学するもの)	16.0	15.3																																																												
高専・短大まで	7.4	6.4																																																												
大学まで	29.7	34.6																																																												
大学院まで	0.5	0.9																																																												
その他	6.6	1.4																																																												
(特に理想はない)	6.6	6.6																																																												
不明・無回答	2.5	0.5																																																												
教育段階	大分市(N=1,788)	全国調査(N=2,649)																																																												
中学校まで	0.1	0.1																																																												
高校まで	15.0	11.8																																																												
専門学校まで(高卒後に進学するもの)	12.8	8.9																																																												
高専・短大まで	6.7	6.4																																																												
大学まで	55.5	61.6																																																												
大学院まで	1.7	3.4																																																												
その他	4.9	1.8																																																												
(特に理想はない)	5.5	5.5																																																												
不明・無回答	3.3	0.5																																																												
	見直し理由等																																																													

生活困窮世帯…貧困線(1)以下の所得の世帯及び「子どもの生活実態調査」において世帯年収についての質問を回答しなかった世帯のうち、はく奪指標(2)に該当する世帯を言います。

(1)貧困線とは、収入から税金などを差し引いた全世帯の可処分所得を1人当たり換算して低い順に並べた際の中央の額の半分の額を言います。本調査の結果における貧困線は、106.3万円となります。

(2)はく奪指標とは、人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかったりする状況を指標化したものを言います。

## &lt;基本施策と事業・取組&gt;

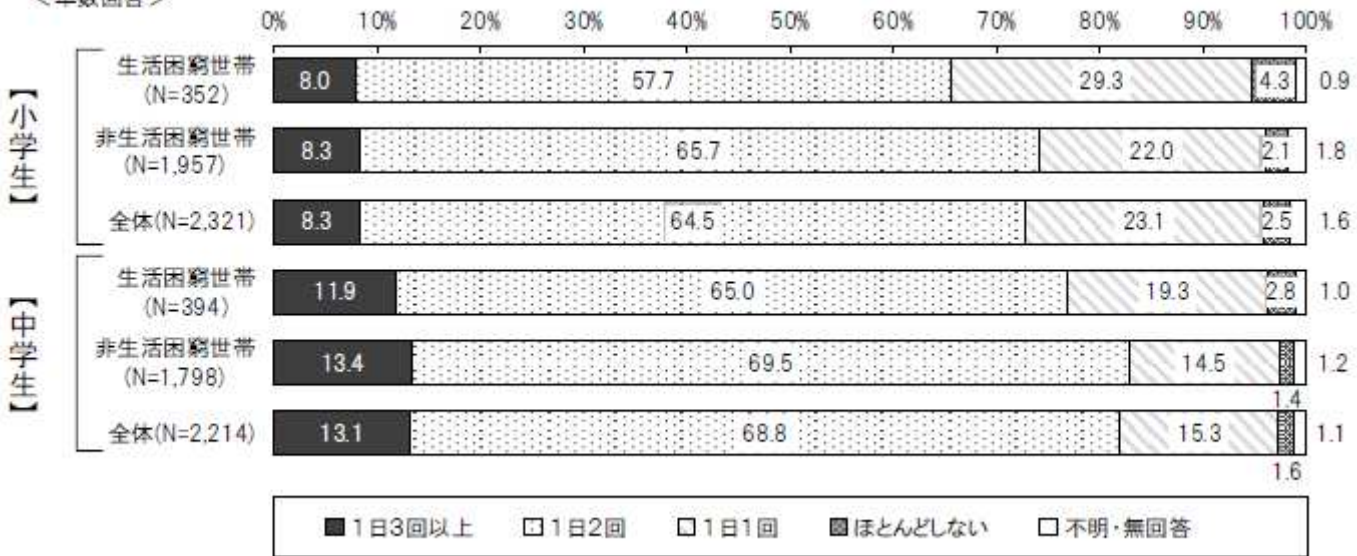
分野	3 配慮を要する子どもへの支援		
目標	8 子どもの貧困対策の充実	基本施策	①生活困窮世帯の保護者への支援の充実
現行計画	次期計画案		見直し理由等
(なし)	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮世帯の中でもひとり親世帯は、周囲との関わりが薄くなる傾向があり、気軽に相談できる相手が少ないことから、気軽に相談できる支援体制の整備が求められています。</li> <li>・家族の介護や育児、病気・障がい等のため働きたくても働けない状況にあることで生活困窮となっていることもあり、保護者が働ける環境の整備や就労支援の充実が求められています。</li> <li>・生活困窮世帯では、初めて親になった年齢が若い人の割合が高く、また、年齢が若くなるほど妊娠に喜びを感じる割合が低くなる傾向があるため、安心して妊娠・出産が迎えられるよう、妊娠期からの適切な支援が必要です。</li> <li>・子どもの医療費や就学にかかる費用などの軽減が重要と考える人の割合が、高くなっており、経済的支援の充実が求められています。</li> </ul> <p>&lt;主な事業・取組&gt;</p> <p>①ひとり親世帯に対する就業・自立支援 ひとり親世帯を対象に、母子・父子自立支援員による相談業務を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、就業情報の提供、職業あっせんなど、一貫した就業支援サービスの提供を行います。また、養成機関での修業期間に生活費を支給する「高等職業訓練促進給付金事業」の周知を図るなど、自立に向けたきめ細かな支援を行います。</p> <p>②スクールソーシャルワーカーによる支援 全小中学校及び義務教育学校に配置しているスクールソーシャルワーカーが、子どもの背景にある貧困の状況を把握し、保護者と関係機関をつなぐなど連携を図りながら支援を行います。</p> <p>③妊娠・出産・育児に関する保健指導の実施 核家族化や少子化の進行に伴い、一人で育児不安を抱える保護者が増加していることや、若年妊婦に生活困窮者が多いことから、妊娠届出時にすべての妊婦に保健指導を行い、安心して出産・育児ができるよう支援を行います。</p> <p>④経済的支援の充実 ひとり親家庭を対象に保険診療の自己負担金を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」や、経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の助成を行う「就学援助事業」、生活保護世帯等を対象として保育所等を利用する場合の実費費用の一部を助成する「保育所等実費負担補足給付事業」等の経済的支援を行います。また、経済的な理由により修学困難な高校生・大学生等に対して、一定の条件のもとで奨学金を貸与又は給付する奨学助成事業を行います。</p>		

(仮称)第2期すくすく大分っ子プラン(案)

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援																														
目標	8 子どもの貧困対策の充実	基本施策	①生活困窮世帯の保護者への支援の充実																												
現行計画	次期計画案		見直し理由等																												
(なし)	<p>&lt;個別事業の指標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>指標</th> <th>H30(2018)実績</th> <th>R6(2024)目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①ひとり親世帯に対する就業・自立支援</td> <td>母子家庭等就業・自立支援センター事業による自立支援プログラム策定人数</td> <td>53人</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>高等職業訓練促進給付金新規受給者数</td> <td>22人</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>②スクールソーシャルワーカーによる支援</td> <td>関係機関へつなぐなど、貧困の状況の改善が見られた家庭の割合</td> <td>68.2%</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>③妊娠・出産・育児に関する保健指導の実施</td> <td>妊娠届出時の保健指導実施率</td> <td>95.4%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;成果指標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H30(2018)実績</th> <th>R6(2024)目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業支援事業によるひとり親家庭の親の正規職員就業率</td> <td>23.8%</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>子育てに関するアンケートにおいて、子育てについて相談する相手がいないと答えた人の割合</td> <td>4.7%</td> <td>減少</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標	①ひとり親世帯に対する就業・自立支援	母子家庭等就業・自立支援センター事業による自立支援プログラム策定人数	53人	増加	高等職業訓練促進給付金新規受給者数	22人	増加	②スクールソーシャルワーカーによる支援	関係機関へつなぐなど、貧困の状況の改善が見られた家庭の割合	68.2%	増加	③妊娠・出産・育児に関する保健指導の実施	妊娠届出時の保健指導実施率	95.4%	100%	指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標	就業支援事業によるひとり親家庭の親の正規職員就業率	23.8%	増加	子育てに関するアンケートにおいて、子育てについて相談する相手がいないと答えた人の割合	4.7%	減少	
事業名	指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標																												
①ひとり親世帯に対する就業・自立支援	母子家庭等就業・自立支援センター事業による自立支援プログラム策定人数	53人	増加																												
	高等職業訓練促進給付金新規受給者数	22人	増加																												
②スクールソーシャルワーカーによる支援	関係機関へつなぐなど、貧困の状況の改善が見られた家庭の割合	68.2%	増加																												
③妊娠・出産・育児に関する保健指導の実施	妊娠届出時の保健指導実施率	95.4%	100%																												
指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標																													
就業支援事業によるひとり親家庭の親の正規職員就業率	23.8%	増加																													
子育てに関するアンケートにおいて、子育てについて相談する相手がいないと答えた人の割合	4.7%	減少																													

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援																																															
目標	8 子どもの貧困対策の充実 基本施策	②生活困窮世帯の子どもへの支援の充実																																														
現行計画	次期計画案		見直し理由等																																													
(なし)	<p>〈現状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮世帯では、どの学校まで進学したいと思うかについて、非生活困窮世帯と比較すると「高校まで」と希望する割合が高く、「大学まで」を希望する割合が低くなっています。</li> <li>・塾や習い事をしている子どもの割合や、子どもの年齢に応じた本の購入、家族旅行等をする世帯の割合などで、生活困窮世帯では非生活困窮世帯よりも低くなっており、さまざまな体験が不足している状況が伺えます。</li> <li>・子どもの生活実態について、朝ごはんを「毎日食べる」や歯みがきの回数が「1日2回以上」など、基本的な生活習慣が身についている子どもの割合が、生活困窮世帯では非生活困窮世帯よりも低くなっています。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>あなたは歯みがきを何回しますか</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;単数回答&gt;</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>世帯タイプ</th> <th>1日3回以上</th> <th>1日2回</th> <th>1日1回</th> <th>ほとんどしない</th> <th>不明・無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">【小学生】</td> <td>生活困窮世帯 (N=352)</td> <td>8.0</td> <td>57.7</td> <td>29.3</td> <td>4.3</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>非生活困窮世帯 (N=1,957)</td> <td>8.3</td> <td>65.7</td> <td>22.0</td> <td>2.1</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>全体 (N=2,321)</td> <td>8.3</td> <td>64.5</td> <td>23.1</td> <td>2.5</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">【中学生】</td> <td>生活困窮世帯 (N=394)</td> <td>11.9</td> <td>65.0</td> <td>19.3</td> <td>2.8</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>非生活困窮世帯 (N=1,798)</td> <td>13.4</td> <td>69.5</td> <td>14.5</td> <td>1.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>全体 (N=2,214)</td> <td>13.1</td> <td>68.8</td> <td>15.3</td> <td>1.4</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※H30(2018)「子どもの生活実態調査」</p> <p>〈課題〉+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の進学希望について、「大学まで」を選択することが必ずしも積極的な進路選択とは言えないものの、子どもの学習意欲が家庭の状況に左右されないように、学習支援や多様な体験の機会を創出するなどの支援が求められています。</li> <li>・生活困窮世帯では、非生活困窮世帯と比較して基本的な生活習慣が身につけていない割合が高いことから、小さい頃から基本的な生活習慣を確立するための支援が必要となっています。</li> </ul>		年齢	世帯タイプ	1日3回以上	1日2回	1日1回	ほとんどしない	不明・無回答	【小学生】	生活困窮世帯 (N=352)	8.0	57.7	29.3	4.3	0.9	非生活困窮世帯 (N=1,957)	8.3	65.7	22.0	2.1	1.8	全体 (N=2,321)	8.3	64.5	23.1	2.5	1.6	【中学生】	生活困窮世帯 (N=394)	11.9	65.0	19.3	2.8	1.0	非生活困窮世帯 (N=1,798)	13.4	69.5	14.5	1.4	1.2	全体 (N=2,214)	13.1	68.8	15.3	1.4	1.1	
年齢	世帯タイプ	1日3回以上	1日2回	1日1回	ほとんどしない	不明・無回答																																										
【小学生】	生活困窮世帯 (N=352)	8.0	57.7	29.3	4.3	0.9																																										
	非生活困窮世帯 (N=1,957)	8.3	65.7	22.0	2.1	1.8																																										
	全体 (N=2,321)	8.3	64.5	23.1	2.5	1.6																																										
【中学生】	生活困窮世帯 (N=394)	11.9	65.0	19.3	2.8	1.0																																										
	非生活困窮世帯 (N=1,798)	13.4	69.5	14.5	1.4	1.2																																										
	全体 (N=2,214)	13.1	68.8	15.3	1.4	1.1																																										

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援																										
目標	8 子どもの貧困対策の充実	基本施策	②生活困窮世帯の子どもへの支援の充実																								
現行計画	次期計画案		見直し理由等																								
(なし)	<p>&lt;主な事業・取組&gt;</p> <p>①子どもの学習支援事業の推進 所得格差と教育格差との関連が指摘される中、家庭環境に左右されず、子どもの学習機会が保障されるよう、生活保護世帯と就学援助受給世帯の中学生を対象に、学習塾に係る費用の一部を助成して学力の向上を支援します。</p> <p>②学力の定着・向上 大分っ子学習力向上推進事業や大分っ子基礎学力アップ推進事業を通じ、確かな学力の定着・向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。</p> <p>③多様な体験活動の機会の提供 子ども食堂等の「子どもの居場所づくり」を行う団体を支援することにより、地域の力を活かしながら子どもの健全な育成を図ります。また、地域の団体等が、それぞれの経験を生かして、子どもの体験活動を中核とした事業に取り組む「おおいたふれあい学びの広場推進事業」を推進します。</p> <p>④乳幼児期における食育の推進 朝食の大切さを知ったり、望ましい食習慣を身につけさせたりすることができるよう、保護者に対して食育に関する講習会を行い、三食規則正しく食べる幼児を増やします。</p> <p>&lt;個別事業の指標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>指標</th> <th>H30(2018)実績</th> <th>R6(2024)目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①子どもの学習支援事業の推進</td> <td>年間延べ利用者数</td> <td>6,523 人</td> <td>7,500 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②学力の定着・向上</td> <td rowspan="2">授業の内容がよく分かる小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の割合</td> <td>小学校</td> <td>81.5%</td> <td>85.0%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>63.8%</td> <td>75.0%</td> </tr> <tr> <td>③多様な体験活動の機会の提供</td> <td>子どもの居場所づくりに関するネットワークへの参加団体数</td> <td>—</td> <td>13 団体</td> </tr> <tr> <td>④乳幼児期における食育の推進</td> <td>食育に関する講習会の開催回数</td> <td>156 回</td> <td>160 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小学校は小学6年生(義務教育学校の第6学年を含む)、中学校は中学3年生(義務教育学校の第9学年を含む)が対象です。</p>		事業名	指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標	①子どもの学習支援事業の推進	年間延べ利用者数	6,523 人	7,500 人	②学力の定着・向上	授業の内容がよく分かる小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の割合	小学校	81.5%	85.0%	中学校	63.8%	75.0%	③多様な体験活動の機会の提供	子どもの居場所づくりに関するネットワークへの参加団体数	—	13 団体	④乳幼児期における食育の推進	食育に関する講習会の開催回数	156 回	160 回	
事業名	指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標																								
①子どもの学習支援事業の推進	年間延べ利用者数	6,523 人	7,500 人																								
②学力の定着・向上	授業の内容がよく分かる小学校6年生、中学校3年生の児童生徒の割合	小学校	81.5%	85.0%																							
		中学校	63.8%	75.0%																							
③多様な体験活動の機会の提供	子どもの居場所づくりに関するネットワークへの参加団体数	—	13 団体																								
④乳幼児期における食育の推進	食育に関する講習会の開催回数	156 回	160 回																								

(仮称)第2期すくすく大分っ子プラン(案)

<基本施策と事業・取組>

分野	3 配慮を要する子どもへの支援																				
目標	8 子どもの貧困対策の充実	基本施策	②生活困窮世帯の子どもへの支援の充実																		
現行計画	次期計画案		見直し理由等																		
(なし)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">〈成果指標〉</th> </tr> <tr> <th>指標</th> <th>H30(2018)実績</th> <th>R6(2024)目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校進学率 ・生活保護世帯に属する子ども</td> <td>92%</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>大学進学率 ・生活保護世帯に属する子ども</td> <td>25%</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>全国・県・市主催の学力調査における 全国平均以上の教科の数の割合</td> <td>小学校 94.1% 中学校 88.0%</td> <td>小学校 100% 中学校 100%</td> </tr> <tr> <td>三食規則正しく食べている3歳児の 割合</td> <td>95.6%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		〈成果指標〉			指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標	高校進学率 ・生活保護世帯に属する子ども	92%	98%	大学進学率 ・生活保護世帯に属する子ども	25%	33%	全国・県・市主催の学力調査における 全国平均以上の教科の数の割合	小学校 94.1% 中学校 88.0%	小学校 100% 中学校 100%	三食規則正しく食べている3歳児の 割合	95.6%	100%	
〈成果指標〉																					
指標	H30(2018)実績	R6(2024)目標																			
高校進学率 ・生活保護世帯に属する子ども	92%	98%																			
大学進学率 ・生活保護世帯に属する子ども	25%	33%																			
全国・県・市主催の学力調査における 全国平均以上の教科の数の割合	小学校 94.1% 中学校 88.0%	小学校 100% 中学校 100%																			
三食規則正しく食べている3歳児の 割合	95.6%	100%																			